

定住自立圏形成協定書 変更協定書

延岡市 美郷町

平成31年3月20日変更

定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と美郷町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表第1の①内の協定項目「検診体制の構築」の部を削る。
- 2 この協定は、平成31年4月1日から効力を生じるものとする。

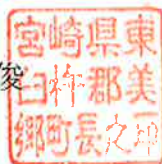
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 読谷山 洋司



乙 東臼杵郡美郷町西郷田代1番地
美郷町
美郷町長 田中 秀俊



定住自立圏形成協定(延岡市、美郷町)新旧対照表

| | 旧 | | 備考欄 |
|-------|---|---|------|
| | 別表第1(第3条第1項第1号関係) | | |
| ①地域医療 | <p style="text-align: center;">圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>住所外以外の圏域の医療機関においてがん検診(個別検診)を受診することができるようにすることで、住民が受診しやすい検診体制を構築する。</p> <p>(1)甲の区域の検診実施協力医療機関を確定するとともに、乙及び検診受託事業者との調整を図り、検診単価や自己負担額を定める。</p> <p>(2)乙と共同し、がん検診(個別検診)の周知及び啓発を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)甲の区域の検診受託事業者に対し、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、がん検診(個別検診)の周知及び啓発を行う。</p> | <p style="text-align: center;">圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>住所外以外の圏域の医療機関においてがん検診(個別検診)を受診することができるようにすることで、住民が受診しやすい検診体制を構築する。</p> <p>(1)甲の区域の検診実施協力医療機関を確定するとともに、乙及び検診受託事業者との調整を図り、検診単価や自己負担額を定める。</p> <p>(2)乙と共同し、がん検診(個別検診)の周知及び啓発を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)甲の区域の検診受託事業者に対し、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、がん検診(個別検診)の周知及び啓発を行う。</p> | (削除) |
| | 別表第1(第3条第1項第1号関係) | | (略) |
| ①地域医療 | <p style="text-align: center;">圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> | <p style="text-align: center;">圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p> | (削除) |
| | 別表第1(第3条第1項第1号関係) | | (略) |